

として、高齢者だけでなく障害者や子どもなどが、地域において自立した生活を送ることが出来るよう対象を拡大することで地域共生社会への対応となりますので、引き続き「地域づくり」に取り組んでいきます。

☆解説 今回の二つの質問は、館山市の発展や住みよい街づくりのための今後の行政の取り組みを問うものです。市外の人々との関係を深めた「関係人口」という概念で多様化した事業展開を求めたこと、地域住民が主体者となり、行政と共に助け合いの地域づくりの重要性と、今後の市の取組みを問いました。

## 平成30年第二回定例会 行政一般通告質問

### 一、館山地産地消推進条例

【について】

【質問】 地域資源有効活用調査特別委員会が進めている「館山地産地消推進条例」の制定に向けた取り組みについて市の考えを伺います。

▼答弁 本条例は地域経済の発展及び健康的で豊かな市民生活を指すことを目的としており理念を明文化すること、館山市が進めている「食のまちづくり」の追い風になるものと考えます。また、地産地消の推進は、地域経済の発展と雇用の創出による人口減少対策へ寄与するものとして期待しており、本条例の制定は館山市の新たな地域振興の一助になるものと考えています。

### 一、生産性向上特別措置法

【について】

【質問】 館山市の中小企業支援および、「生産性向上特別措置法」について、中小企業の実産性向上に向けた市の考えを伺います。

▼答弁 館山市として「生産性向上特別措置法」の施行に伴い、税制支援や金融支援を行い、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることが、地域経済の活性化を図るための有効な方策であると考えています。

### 一、地域未来投資促進法

【について】

【質問】 地域未来投資促進法に関し、地域経済の発展に向けて、この制度の活用は有効と思うが、どのように考えるか。

▼答弁 地域未来投資促進法の趣旨は、地域経済を牽引することが期待され、地域特性を活用した事業を集中的に支援し、高い付加価値を生み出すことにより、地域経済への波及効果をもたらすことにあります。今後は、館山商工会議所や金融機関と連携し、中核的な存在と成り得る企業の台頭や進出する機会を見極めていきます。

☆解説 三つの質問は、館山市の地域経済の発展に向けた市の取り組みを問うものです。館山市が掲げる「食のまちづくり」計画は、生産現場の生産力の向上と、地域内流通システムの構築、さらに消費者の地域内産品の利用によって、地域内循



## 第4回 議会報告会の立案

『市民参加のまちづくり』について

『あなたができること、みんなできらうこと』

開催日時・会場

10月27日(土) 10時～11時30分

- 1班 那古地区公民館
- 2班 館山地区公民館
- 3班 旧富崎小体育館

内容

- ① 議案審査結果の報告
- ② 意見交換
- ③ 質疑応答

『市民参加のまちづくり』について

主催 館山市議会  
お問合せ 館山市議会事務局  
〇四七〇一二二三五二七

※参加方法 申し込みは不要です  
※龍崎は3班 旧富崎小体育館会場

## 主張

館山市議会は、平成25年から議会改革を目指し具体的な行動を示してきました。

議会改革特別委員会の設置による、議会基本条例と政治倫理条例の施行や、議会報告会の開催、常任委員会による職員を対象とした視察報告会や、事業者との意見交換会も開催しました。

定例会後に発行される「たてやま議会だより」では、議員の一般通告質問を、かつては質疑答弁を部門ごとに分けて掲載していましたが、議員ごとに半ページの枠で議員自らが原稿を書くようにしました。特に、解説の項目を加え議員の質問の目的などを明らかにして、読み手に質問の趣旨が伝わるようにしました。

このように、「議員、議会は何をしているのか」という疑問に答えるだけではなく積極的に議会側から市民に対して情報発信をこなしてはならない。これこそが、議会改革の第一歩であると思います。

そしてこれらの取組のひとつに、市民への情報発信を目的とする「正副議長の記者会見」があります。現議長から議会運営委員長であった私に開催の申し出がありました。開催趣旨からして大いに結構なことだと判断をしました。

つまり、議会の取組や行政の重要事項における議会の対応を市民に伝えるためのツールとして、他市の事例からしても効果があり、館山市議会でも必要と考えた次第です。しかし、記者会見が終わったのちに、議会と

## 館山市の発展のために…

## 議会改革は

## 議員改革

て、結論を出すに至りました。

しかし、この場においても意見が分かれ、最終的には賛成が9名、反対が7名(正副議長は裁決に加わらず)で、かろうじて記者会見を行うとの結論が出ました。「賛成はするが、市民に伝えるべき情報がある場合」にのみ開催」という意見もありましたが、そもそも、一年に四回の定例会では、予算及び決算または補正予算や条例の制定・改正など、様々な議案審査が行われます。また、安房広域議会の問題や直面している行政課題等、市民に伝えるべき情報がないはずはありません。したがって、この「正副議長の記者会見」に

反対する理由が何処にあるのか理解しがたいものがあります。

6月の第二回定例会では、各議員の常任委員会等の所属の変更がありました。この折に、議会改革特別委員会と地域資源有効活用調査特別委員会が解散しました。

端的に言えば、議員の仕事が減ったということになります。議会改革特別委員会は、「議会基本条例」と「政治倫理条例」を制定し、地域資源調査特別委員会は「地産地消推進条例」を制定しました。これで、当初に定めた調査事項および目的を果たしたので解散すべきとの意見があり、採決の結果解散となりました。それに代わる特別委員会は設置されません。

条例の制定は全てこの始まりであり、その条例にそって行政や議会運営が正しく行われるかを見定めること、つまりこれから大事なのですが、条例制定により「目的を果たした」という見解は到底、理解が出来ません。今後は、様々な課題について議会運営委員会や常任委員会で継続的に協議をしていく方向でしょうが、専門性を求められる重要課題には、特別委員会という専門チームの設置が重要だと思えます。

議会改革の進捗を計ろうとするならば、議員としての仕事が増えたかどうかが一つの目安です。

今の時代、議員の仕事が易々と減らすことなど、市民の負託を得ている立場で決断してあってはならないことだと思えますが、市民の意見をいただきたいと思えます。(龍崎)